

豊田排水樋管操作要領

目次

第一章 総則（第1条、第2条）

第二章 樋管等の操作の方法等（第3条～第6条）

第三章 洪水警戒体制（第7条～第9条）

第四章 雑則（第10条～第13条）

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第1条 茨城県結城郡石下町本豊田地先利根川水系小貝川豊田排水樋管（以下、「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋管のゲートの操作は、豊田排水機場（八間堀川沿岸土地改良区の管理施設で、以下、「機場」という。）の操作と相まって、小貝川の洪水の排水路への逆流を防止するとともに、排水路の流水を小貝川へ排水することにより、排水路流域の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第二章 樋管等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 下館河川事務所長（以下、「所長」という。）は、福岡堰の非湛水期間（9月1日から翌年3月1日）においては、樋管の川表側の量水標において測定した小貝川の水位（Y. P. + 12.60メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下、「川表水位」という。）が、2.00メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管のゲートを操作するものとする。

- 一 小貝川から排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管の1号ゲート（樋管の川表側の上流側にあるゲート）を全開しておくこと。
- 二 小貝川から排水路へ逆流が始まったときは、1号ゲートを全閉すること。
- 三 樋管の川裏側の量水標において測定した排水路の水位（以下、「川裏水位」という。）が、川表水位より高くなったとき（排水路が順流になったとき）は、1号ゲートを全閉すること。
- 四 川表水位が6.15メートル未満（小貝川計画高水位）であるときは、2号ゲート（樋管の川表の下流側にあるゲート）を全開しておくこと。
- 五 前号により、2号ゲートが全開している場合において、川表水位が6.15メートルに達した場合は、機場のポンプの停止を確認し、2号ゲートを全閉すること。
- 六 前号により、2号ゲートが全閉している場合において、川表水位が6.15メートル未満になったときには、2号ゲートを全開すること。

2 所長は、福岡堰の湛水期間（3月2日から9月10日）において、川裏水位が、2.00メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管のゲートを操作するものとする。

- 一 川裏水位が2.00メートルに達するまでは、1号ゲート及び2号ゲートを全閉しておくこと。
- 二 川裏水位が川表水位より高くなったとき（排水路が順流になったとき）は、1号ゲート及び2号ゲートを全開すること。

- 三 前号により、1号ゲートが全開している場合において、川表水位が川裏水位より高くなったとき（排水路が逆流になったとき）は、1号ゲートを全閉すること。
- 四 二号により、2号ゲートが全開している場合において、川表水位が6.15メートルに達した場合は、機場のポンプ停止を確認し、2号ゲートを全閉すること。
- 五 前号により、2号ゲートを全閉している場合において、川表水位が6.15メートル未満となったときは、2号ゲートを全開すること。
- 六 川裏水位が2.00メートル未満になったときには、機場のポンプの停止を確認のうえ1号ゲート及び2号ゲートを全閉すること。

（平水時における操作の方法）

第4条 所長は、福岡堰の非湛水期間において、川表水位が2.00メートル未満の場合には、1号ゲート及び2号ゲートを全開しておくものとする。

- 2 所長は福岡堰の湛水期間において、川裏水位が2.00メートル未満であるときは、1号ゲート及び2号ゲートを全閉しておくこと。

（操作の方法の特例）

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要と認められる限度において第2条に規定する方法以外の方法により、樋管を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第6条 所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制の実施）

第7条 所長は、福岡堰の非湛水期間においては、次の各号の一つに該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 上郷水位観測所において測定した小貝川の水位（Y. P. +13.247メートルを零点とした量水表の水位をいい、以下、「小貝川水位」という。）が1.70メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
 - 二 その他、洪水の発生するおそれのあるとき。
- 2 所長は、福岡堰の湛水期間においては、次の各号の一つに該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。
 - 一 八間堀川沿岸土地改良区が豊田排水機場のポンプの運転を開始するとき。
 - 二 その他、洪水が発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 所長は、洪水警戒体制において、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他、樋管の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなつたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

(点検及び整備)

第10条 所長は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、出水期(6月から10月まで)においては毎月2回以上、その他の時期においては毎月1回以上、点検整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第11条 所長は、小貝川の水位及びその他樋管を操作するために必要な事項を観測するものとする。

(記録)

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか樋管の管理に関する事項について、記録及びその保存を行うものとする。

(所長への委任)

第13条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な事項は、所長が定める。

附 則

この操作規則は、平成17年3月18日から施行する。